

「粉じん作業特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条3項では事業者は危険又は有害な業務で、法令で定めるものに労働者をつかせるときは、その業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければなりません。

当協会ではこの度、労働安全衛生規則第36条29号及び粉じん障害防止規則第22条に定める「粉じん作業特別教育」を下記により開催いたします。

アーク溶接作業、岩石等の裁断等作業、金属の研磨作業に対して粉じん障害防止対策を講じなければなりません。それぞれの作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条によりじん肺に関する必要な教育を実施しなければならないとされています。

ついては、労働者の安全と健康の為、是非この機会に受講いただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日 時・会 場

| 日 時 | 科 目 | 会 場 |
|----------------------------|-----|---|
| 令和5年5月25日(木) 10時～16時00分 | 学科 | 新潟市秋葉区文化会館(練習室1) 新潟市秋葉区新栄町4番23号 Tel 0250-25-3301 |

<※多少遅れる場合は、会場に電話を入れて下さい>

2. 定 員 40名(定員になり次第締め切ります)

3. 受講者対象者

- (1) 常時特定粉じん作業に従事する労働者
- (2) アーク溶接作業に従事する労働者
- (3) 動力を用いて鉋物、金属等を研磨・研削に従事する労働者

4. 受講料 会員 7,500円(非協会員 9,500円)

※ 受講料には、テキスト代を含みます。

5. 申込期限 令和5年5月18日(木)

6. 申込方法 申込書と振込書の写しをFAX又は郵送で送ってください。

受講番号はFAX等でお知らせいたしますので、TEL・FAX番号を必ず記載してください。受講料は下記口座にお振込下さい。

○ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店 (普)0331019

○ 申込先 〒956-0864

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7. 教育内容 (1) 粉じんの発散防止及び作業場の換気方法
 (2) 作業場の管理
 (3) 呼吸用保護具の使用方法について
 (4) 粉じんに係る疾病及び健康管理
 (5) 関係法令
 ※修了確認テストを10分程行います。

8. その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 5月25日 「粉じん作業特別教育」 受講申込書

| | | | |
|----------------------------------|--------|---------------|-----|
| (会員 ・非会員) 該当を○で囲む | | TEL | () |
| | | FAX | () |
| 事業所名 | | 業種 | |
| 所在地 | 〒 | | |
| 受講番号 | 氏名 | 生年月日 | |
| ※ | (ふりがな) | 昭・平 年 月 日生 | |
| ※ | (ふりがな) | 昭・平 年 月 日生 | |
| ※ | (ふりがな) | 昭・平 年 月 日生 | |
| ※ | (ふりがな) | 昭・平 年 月 日生 | |
| ※ 受講番号の欄は、当協会で使用しますので記入しないでください。 | | | |

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者 :

印

※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセルは、一律 3,000 円頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。